

静岡県告示第965号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成28年10月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 伊豆市修善寺公園鳥獣保護区（昭和42年3月31日 静岡県告示第217号）

(1) 区域（区域表示の変更）

修善寺字半径寺山地内市道11009号線の「身代り地蔵」を起点として市道31433号線を東進し、半径寺墓地に至り更に、県道修善寺・戸田線を「子の神」に進む、「子の神洞」を北上して大芝山修善寺ニュータウン（株式会社ニュータウン開発所有地）との境界線に至り、見晴台に進み、同境界を西進し市道31242号線に達する。市道31242号線を下り内山川に接する。内山川を境として上流に向かい伊豆国際カントリークラブ用地境に交わる。同用地界から、市道11009号線と県道修善寺・戸田線の交点を結び、当交点から伊豆国際カントリークラブ用地のゴルフコースより50m南山腹を東進し、ゴルフコース道路南側末端コース（17番）から市道11009号線に交わる。当道路を東進し伊豆国際ゴルフ練習場に至る。当練習場境の尾根道路（市道11003号線）を東進し、市道31515号線に交わり、更に当尾根界に梅林に至る。当梅林地と接する字小白山3699-1番地から南に市道21005号線に下り、当路線に沿って起点の「身代り地蔵」と結ぶ線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成28年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は、自然公園を中心として、スギ、ヒノキ、マツ等が生い茂った人工林で、自然に恵まれ、野生鳥獣の絶好の生息地であり、鳥獣の保護を図るため、引き続き鳥獣保護区として存続させることが必要である。

2 口坂本鳥獣保護区（昭和61年10月17日 静岡県告示第931号）

(1) 区域（区域表示の変更）

富士見峠を起点とし、井川高原自然歩道を大日峠まで北東に進み、旧県道井川静岡線との交点に至り、同地点から旧県道井川静岡線を南下し、県道井川湖御幸線（水のみ茶屋）との接点に至り、同地点から県道井川湖御幸線に沿って北進し、市道開拓1号、3号線との接点に至り、同地点から市道開拓1号線を北東に進み、牧道との接点に至り、同地点から牧道に沿って北東に進み鍵尾峰（旧井川村、玉川村の境界）に至り、同地点から旧井川村、玉川村の境界の稜線を南東に下り、大根畑峠を經由し、大野山頂に至り、竹ノ沢尾根を下り、県道井川湖御幸線に交わり、中河内川と竹ノ沢との交点に至り、同地点から南西方向の尾根を高山、くるみ代を經由して、大岳の稜線、旧井川村と玉川村の境界に至り、同稜線に沿って北西に進み、笠張峠と県道三ツ峰落合線との交点に至り、同地点から県道三ツ峰落合線沿いに北西に進み、県道南アルプス公園線との接点に至り、同地点から県道南アルプス公園線沿いに北東

に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 本地域は口坂本温泉があり、大日峠付近は奥大井県立自然公園とも重複し、近隣の県民の森、井川少年自然の家やスキー場を訪れる人も多く、狩猟を行うことは危険なため安全確保を図りたい。また本地域は中心部に中河内川が流れ、周囲には温帯性の森林も有し、貴重な自然環境を有した地域であり、多くの野鳥の生息地でもあることから、その生息地を保護し、市民が自然と触れ合う貴重な場としての環境を保全するため鳥獣保護区に指定する。

3 大井川河口鳥獣保護区（昭和51年10月29日 静岡県告示第854号）

(1) 区域（区域表示の変更）

国道150号の大井川富士見橋西側を起点とし、同国道を東に進み、焼津市市道（港湾道路）との交点に至り、同市道を南下し海岸線に至り、海岸線に沿って西に進み、吉田町町道森下浜河原線との交点に至り、同町道を北上し住吉神社前の主要地方道焼津榛原線との交点に至り、同主要地方道を東に進み町道中臨港線との交点に至り、同町道を北上し国道150号に至り、同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 集団渡来地

イ 指定目的 当該地区は、大井川河口を中心にコサギ、アオサギなどのサギ類、シロチドリ、イソシギなどのシギ・チドリ類、マガモ、カルガモ、ヨシガモなどのカモ類やヒバリ、セッカなどのほか、ハヤブサやミサゴなどの猛禽類等の野鳥が生息しているほか、カモ類（淡水ガモ、海ガモ）、カモメ類など渡り鳥の中継地となっており、一年を通じて100種以上の野鳥が観察される県内有数の野鳥の生息地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。